

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十二号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改める。

第三条第一項の表企画振興部の項中「活力ある農村集落づくり支援室」を「活力ある集落づくり支援室」に改め、同表観光文化スポーツ部の項中「イメージアップ推進室」を「あきたびじょん室」に改める。

第六条第一項総合政策課の項第十号中「部内各課」を「部内の各課及び少子化対策局」に改め、同条第一項地域活力創造課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 本県への移住及び本県における定住の促進に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

第六条第三項中「地域活力創造課活力ある農村集落づくり支援室」を「地域活力創造課活力ある集落づくり支援室」に改め、「農村の」を削る。

第六条の二の見出し及び同条第一項中「観光文化スポーツ部各課」を「観光文化スポーツ部の各課及び国民文化祭推進局」に改め、同項観光戦略課の項第四号を次のように改める。

四 本県の魅力の増進及び情報の発信等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

第六条の二第一項観光戦略課の項第十六号中「部内各課」を「部内の各課及び国民文化祭推進局」に改め、同条第一項観光振興課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 国際航空路線における定期便の利用の促進に関する事。

第六条の二第一項交通政策課の項第五号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同条第二項中「観光戦略課イメージアップ推進室」を「観光戦略課あきたびじょん室」に改める。

第七条第一項福祉政策課の項中第二十一号を第二十二号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 子どもの貧困対策の推進に関すること。

第八条第一項県民生活課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項男女共同参画課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 青少年の健全育成に関する施策の企画、推進及び総合調整に関すること。

第九条農林政策課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「農地保有合理化促進」を「農地中間管理事業」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を第十号とし、第十二号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、同条農地整備課の項第十三号中「農業農村整備事業」の下に「及び森林整備保全事業」を加え、同条森林整備課の項第十四号中「技術の普及指導」を「知識及び技術の普及指導及び研修」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 水源森林地域の保全に関すること。

十八 森林学習交流館に関すること。

第十一条地域産業振興課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 食品産業の振興に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第十一条地域産業振興課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 産業振興プラザに関すること。

第十二条下水道課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条中第三十六号及び第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号を第三十七号とし、第四十号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 秋田県青少年健全育成審議会 生活環境部男女共同参画課

第十四条中第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第六十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改める。

第十五条の四第一項の表山本地域振興局建設部の項及び秋田地域振興局建設部の項中「用地課」を「下水道課」に改める。

第十五条の九第一項農業振興普及課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項森づくり推進課の項第十五号中「林業」の下に「森林の保全等」を加える。

第十五条の十第一項工務課の項第十二号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第十三号を削り、同項の次に次のように加える。

下水道課

秋田湾・雄物川流域下水道に関する事(臨海処理区に係るものに限る。)

第二百二十三条第一号中「生物資源の農業上の開発及び利用に関する知識及び技術その他」を削る。

第二百二十四条の表中「南秋田郡大潟村字東一丁目一番地」を「秋田市雄和相川字源八沢三十四番地一」に改める。

第二百二十八条の四中「リング部」を「品種開発部」に、「特産果樹部」を「生産技術部」に改める。

第二百二十八条の五リング部の項及び特産果樹部の項を次のように改める。

品種開発部

一 果樹の品種の開発に関する調査及び試験研究に関する事。

- 二 本県における果樹の栽培に適した樹種及び品種の導入に関する調査及び試験研究に関すること。
- 三 果樹の貯蔵及び加工に関する調査及び試験研究に関すること。

生産技術部

- 一 果樹の栽培に係る技術開発に関する調査及び試験研究に関すること。
- 二 果樹の栽培における病害虫の防除に関する調査及び試験研究に関すること。
- 三 果樹の栽培に係る土壌及び肥料に関する調査及び試験研究に関すること。

「第四十三款の五 森林技術センター」を「第四十三款の五 林業研究研修センター」に改める。

第二百二十八条の十四中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に、「普及」を「普及並びに林業従事者の育成等」に改める。

第二百二十八条の十五中「森林技術センターの」を「林業研究研修センターの」に改め、同条の表中「秋田県森林技術センター」を「秋田県林業研究研修センター」に、「秋田市河辺戸島字井戸尻台四十七番地の二」を「秋田市河辺戸島字井戸尻台四十七番地二」に改める。

第二百二十八条の十六中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に、「総務企画室」を「総務企画室 研修普及指導室」に改める。

第二百二十八条の十七中「森林技術センターの総務企画室」を「林業研究研修センターの各室」に改め、同条総務企画室の項第五号及び第六号中「森林技術センター各部」を「林業研究研修センター各部」に改め、同項の次に次のように加える。

研修普及指導室

- 一 林業従事者の育成のための研修に関すること。

二 林業等に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。

第二百四十五条中「事務」の下に「並びに畜産の経営及び技術の指導に関する事務」を加える。

第二百四十五条第二項の表第十四号中「の食品加工研究所」を「の食品加工研究所」に改め、同表第十五号中「の醸造試験場長」を「の醸造試験場」に改め、同表第十六号中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改め、同表第四項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三	建設技監	建設部	上司の命を受けて、知事が指示する建設行政に関する調査、調整等をつかさどる。
---	------	-----	---------------------------------------

第二百四十五条第四項の表中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八	食品産業振興統括監	産業労働部	上司の命を受けて、食品産業に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。
---	-----------	-------	--

第二百四十五条第四項の表中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一	副局長	国民文化祭推進局	局長を補佐し、局長に事故があるとき又は局長が欠けたときはその職務を代理するとともに、上司の命を受けて、国民文化祭推進局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	-----	----------	--

第二百四十五条第四項の表第十七号を削り、同表第十八号中「IT改革推進監」を「ICT戦略推進監」に改め、同号を同表第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八	少子化対策推進監	少子化対策局	上司の命を受けて、少子化対策に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	----------	--------	---

第二百四十五条第四項の表第十九号を次のように改める。

十九	研究推進監	学術振興課	上司の命を受けて、試験研究に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
----	-------	-------	--

第二百四十五条第四項の表中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号を第二十四号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第二十五号とし、第三十号から第三十五号までを四号ずつ繰り上げ、第三十六号を削り、第三十七号を第三十二号とし、第三十八号から第四十号までを五号ずつ繰り上げ、第四十一号を削り、第四十二号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七	上級主席研究員	産業技術センター	上司の命を受けて、極めて重要で高度かつ専門的な研究及び調査をつかさどる。
-----	---------	----------	--------------------------------------

第二百四十五条第四項の表中第四十三号を第三十八号とし、第四十四号から第五十二号までを五号ずつ繰り上げ、第五十四号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十	医師	医務薬事課医師確保対策室	上司の命を受けて、医療業務をつかさどる。
----	----	--------------	----------------------

第二百四十五条第四項の表中第五十五号を第五十一号とし、第五十六号から第五十八号までを四号ずつ繰り上げ、第

五十九号を第五十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

五十六	技能主任	課所等	上司の命を受けて、相当の経験を必要とする技術業務に従事する。
五十七	技能技師		
五十八	技能員		

第二百四十五条第四項の表第六十号及び第六十一号を削り、同表の備考三中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改め、同条第六項中「第五十九号」を「第五十五号」に、「第五十六号」を「第五十二号」に、「第六十号及び第六十一号」を「第五十六号から第五十八号まで」に、「非常勤の職員を」を「非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。